

## 東日本大震災に係る入学料・授業料の減免について(平成31年度入学者)

釧路公立大学では、東日本大震災で被災され入学を希望する方が、経済的な理由により進学を断念することがないように、被災の状況により次のような減免等を行います。

授業料等負担者の 被災状況等	減免内容		添付書類
	入学料 302,000円	授業料 前期・後期 各267,900円	
○死亡又は6か月以上の疾病による生活困窮	全額免除	全額免除	・市(区)町村長が発行する被災証明書(写) ・死亡の記載がある戸籍謄本又は医師診断書【該当者のみ】
○所有する住宅の半壊(半焼)以上の被害【持家のみ】 ○その他類似事例(流失等)	生活保護受給者又は市(区)町村民税非課税者	全額免除	・市(区)町村長が発行する被災証明書(写) ・市(区)町村長が発行する被災証明書(写)【福島第一原子力発電所の事故のみ】
○福島第一原子力発電所の事故の影響により居住地(政府による避難指定区域に限る)からの避難	上記以外	半額減免	・福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書又は市(区)町村長の発行する市(区)町村民税の課税証明【該当者のみ】
○一部損壊等の被害	60,000円減免	半額減免	・市(区)町村長が発行する被災証明書(写)

※ 前期授業料等の減免における添付書類のうち、市(区)町村長の発行する市(区)町村民税の課税証明については、平成30年度分(H30.1.1~H30.12.31)のものとなります。

※ 後期授業料の減免については、再度申請が必要となります。

※ なお、東日本大震災に係る経済支援とは別に、経済的理由により授業料を納付することが困難な学生に対して、所得や学業成績を考慮し、授業料の半額を減免する制度があります。

〈お問い合わせ〉

電話 0154-37-5091

釧路公立大学事務局学生課